

# 一般社団法人福井県作業療法士会 定款

平成22年3月28日 作成

# 一般社団法人福井県作業療法士会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福井県作業療法士会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、社団法人日本作業療法士会の目的に沿い、作業療法の普及向上を図るとともに、福井県内の作業療法士の学術技能及び人格、倫理の研鑽をはかり、もって福井県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 作業療法に関する学会、研修会、講習会等の開催。
2. 作業療法に関する調査、研究。
3. 作業療法に関する刊行物の発行。
4. 作業療法の啓発及び普及指導。
5. 作業療法士の教育。
6. 作業療法士の社会的地位の向上に関する事業。
7. 内外関係団体との提携交流
8. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福井市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(正会員、賛助会員及び名誉会員の資格)

第6条 当法人は正会員、賛助会員及び名誉会員をもって構成する。

- 2 正会員は社団法人日本作業療法士会の会員で、福井県内に勤務する者、又は福井県内に居住する者とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。
- 3 賛助会員は本会の目的に賛同し、これを援助するために入会した個人又は法人。
- 4 名誉会員は、当法人の事業に顕著な功労があり、理事会の推薦に基づき社員総会の承認を得て入会した個人又は法人。

(入 会)

第7条 当法人の成立後正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 名誉会員となるには、入会手続きを要せず、総会の承認をもって会員となる。但し事前に本人の承諾を要するものとする。

(経費の支払義務)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、正会員については法人法第27条に規定する経費とする。

- 2 名誉会員には会費の支払い義務はない。

(会員名簿)

第9条 当法人は、正会員、賛助会員、名誉会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の正会員、賛助会員、名誉会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は正会員、賛助会員、名誉会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第10条 正会員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 正会員たる資格の喪失
2. 正会員又は賛助会員の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
3. 死亡又は解散
4. 除名

- 2 正会員又は賛助会員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

#### (招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して書面で招集通知を発するものとする。

#### (議長)

第12条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

#### (決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第14条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

### 第4章 理事、監事及び代表理事

#### (理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、6人以上18人以内とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。

(監事の員数)

第18条 当法人の監事の員数は、2人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第19条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第20条 当法人に会長1人、副会長3人以内を置き、それぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。

3 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

## 第5章 理事会

(招集)

第22条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第23条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第25条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第26条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第27条 会長、副会長及び常任理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第28条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第30条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第31条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福井市若杉四丁目2013番地	石田 圭二
福井県坂井市丸岡町上竹田第40号27番地1	藤波 英司
福井県坂井市春江町江留中第25号16番地4	米田 尚
福井県吉田郡永平寺町松岡学園201番地	梨木 勲
福井市東郷二ヶ町第24号2番地1	大坂 浩久
福井県鯖江市西袋町513番地	水上 保孝
福井市グリーンハイツ四丁目104番地	堀 秀男
福井市みのり三丁目18番29号	塚本 陽貴
福井県坂井市春江町江留上錦178番地	田嶋 神智
福井市新田塚二丁目42番14号	藤田 将博
福井市みのり三丁目40番28号	松田 卓也
福井市舟橋新町第3号54番地2	堀 敦志

(最初の理事の任期)

第33条 当法人の最初の理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人福井県作業療法士会を設立するため、石田圭二、藤波英司、米田尚、梨木勲、大坂浩久、水上保孝、堀秀男、塚本陽貴、田嶋神智、藤田将博、松田卓也、堀敦志の作成代理人である司法書士水谷善信は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成22年3月 日

正会員 石 田 圭 二

正会員 藤 波 英 司

正会員 米 田 尚

正会員 梨 木 勲

正会員 大 坂 浩 久

正会員 水 上 保 孝

正会員 堀 秀 男

正会員 塚 本 陽 貴

正会員 田 嶋 神 智

正会員 藤 田 将 博

正会員 松 田 卓 也

正会員 堀 敦 志

上記正会員の定款作成代理人  
司法書士 水 谷 善 信